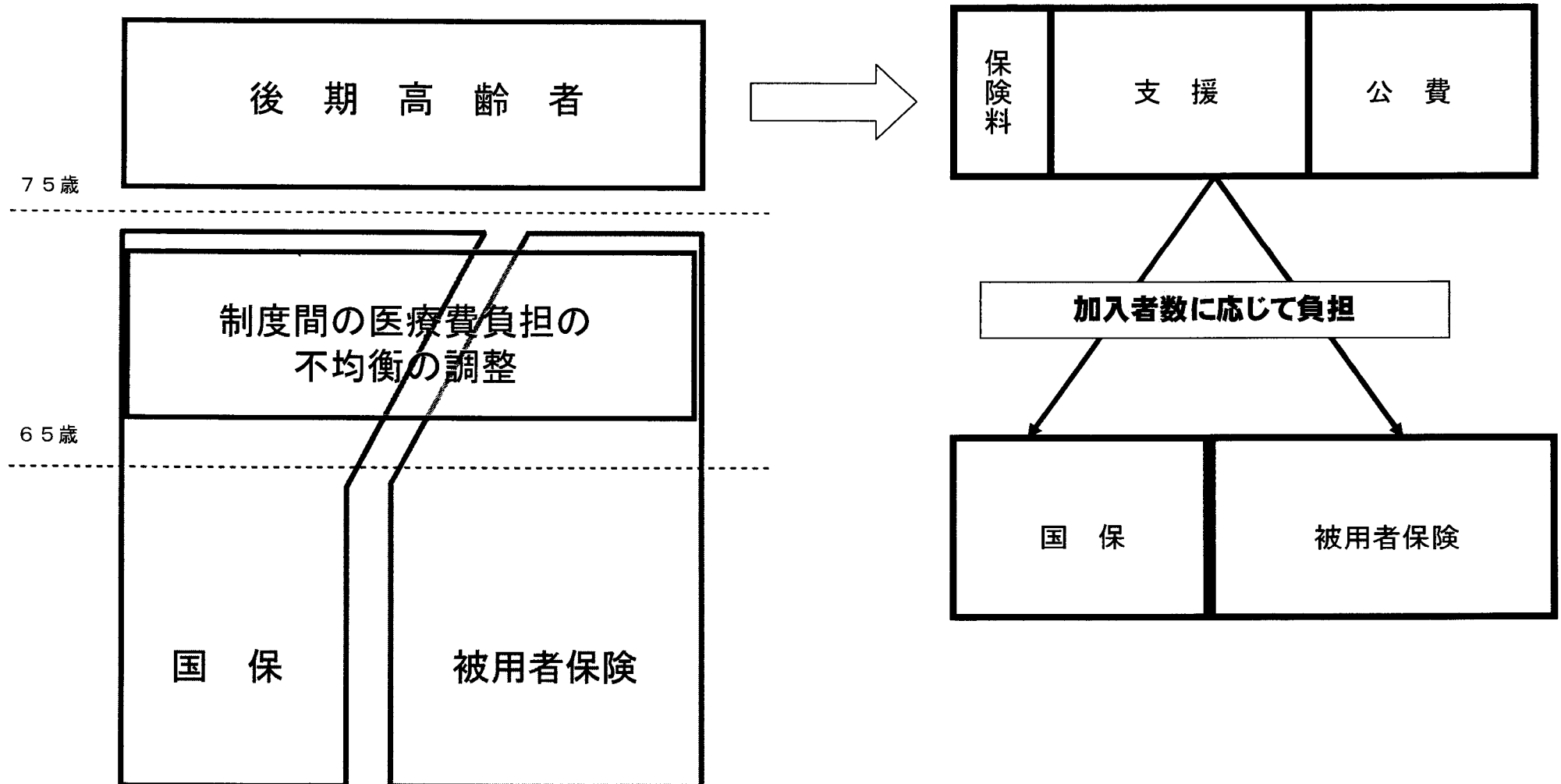


## ( 1 ) 後期高齡者医療制度

# 後期高齢者への国保及び被用者保険からの支援

後期高齢者の医療（給付）費



## 高齢者の年齢別医療保険制度加入者数 (平成19年度推計)

- 75歳以上の者で見ると被用者保険の本人として雇用されている者の割合は、2.1%に過ぎない。
- 他方、65歳以上75歳未満の者については、1割近くが被用者保険の本人として雇用されている。

(単位:万人)

	制度計				
		国保	被用者保険		
			被扶養者	本人	
75歳以上	1,200 (100.0%)	920 (77.9%)	260 (22.1%)	240 (20.0%)	<u>25</u> <u>(2.1%)</u>
65～74歳	1,400 (100.0%)	1,100 (79.0%)	300 (21.0%)	170 (11.9%)	130 (9.1%)
計	13,000 (100.0%)	5,100 (40.2%)	7,600 (59.8%)	3,800 (29.7%)	3,800 (30.1%)

(注1)65～74歳の者のうち、約100万人は老人保健制度の対象者(寝たきり)である。

(注2)平成14年12月「厚生労働省試算」に基づく推計値である。

## 高齢者の就業状態 (平成16年度)

- 労働力調査（総務省統計局）によれば、75歳以上の者で見ると就業している者は9.0%に過ぎない。
- 他方、65歳以上75歳未満の者のうち27.6%が就業している。

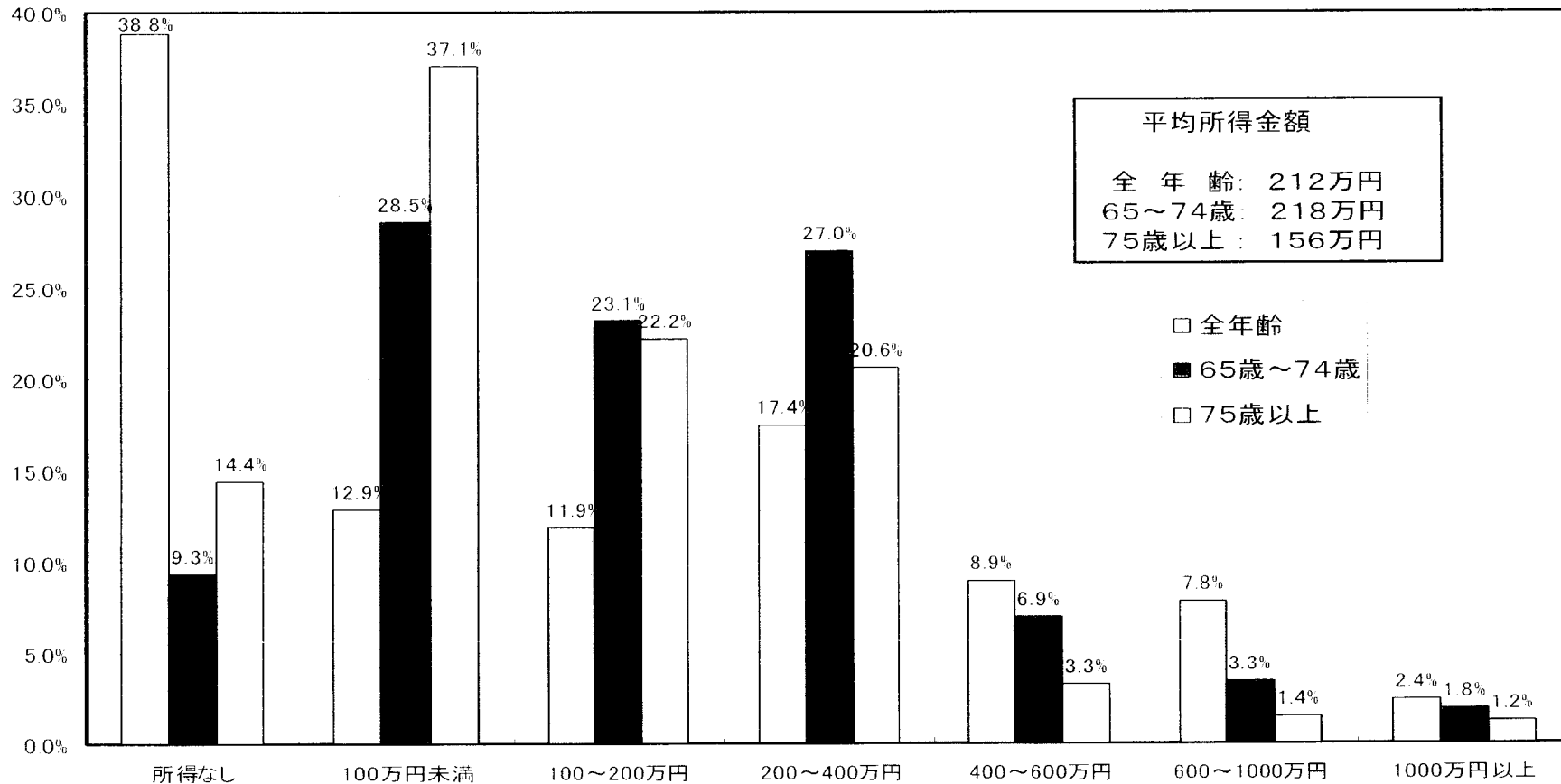
(単位：万人)

		65～74歳	75歳以上
人口		1,383	1,111
うち就業者		382 (27.6%)	<u>100</u> <u>(9.0%)</u>
	自営業主	139 (10.1%)	49 (4.4%)
	家族従業者	56 (4.0%)	21 (1.9%)
	雇用者	186 (13.4%)	30 (2.7%)

出典：「労働力調査」（総務省統計局）

## 世帯員の年齢・所得別に見た個人が得ている所得金額 (平成12年の所得)

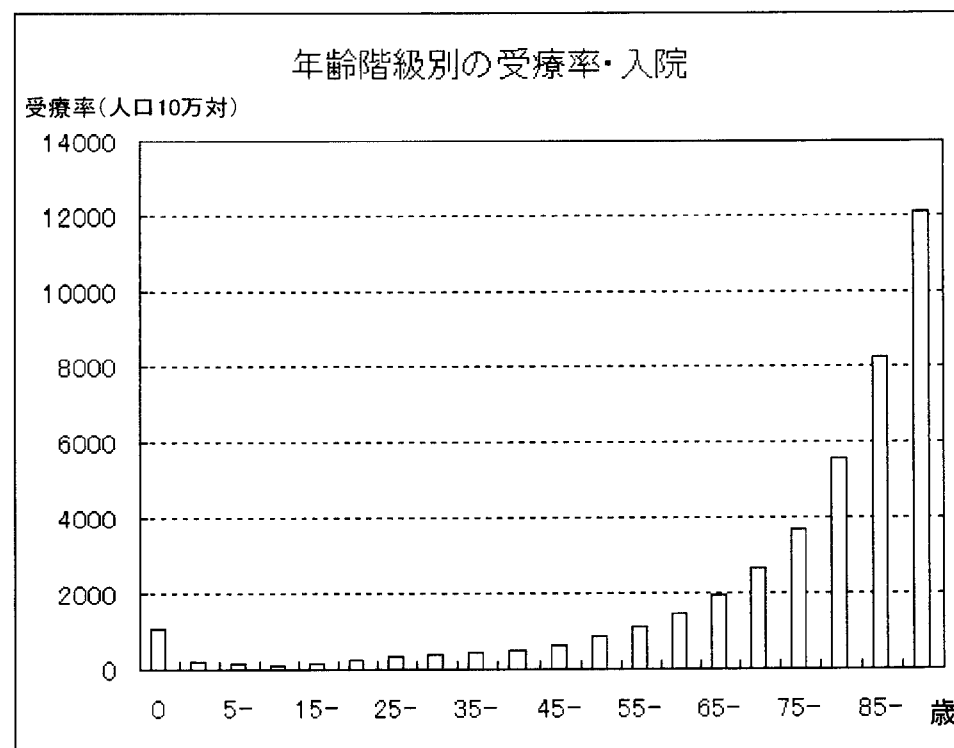
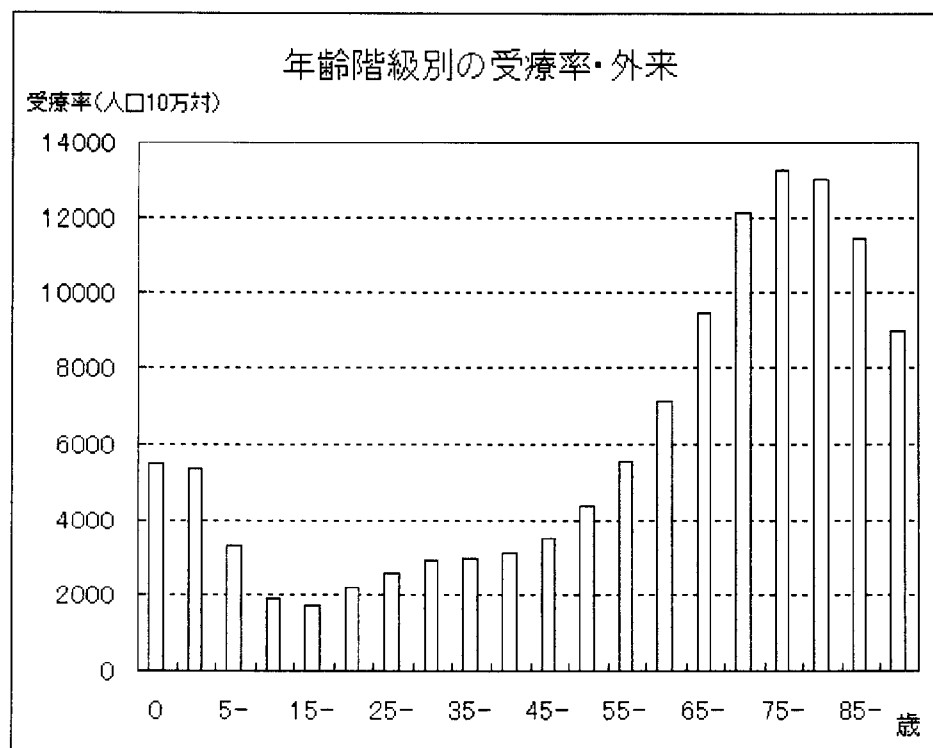
- 75歳以上の者の平均所得は、全年齢の平均所得に対し約7割の水準に過ぎない。
- これに対し65歳以上75歳未満の者の平均所得は、全年齢の平均所得の水準を上回る。
- 所得分布を見ても、所得なし又は所得100万円未満の者の割合は、65歳以上75歳未満の者では約38%であるのに対し、75歳以上の者では約52%と半数を超えている。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年 国民生活基礎調査」(大規模調査年)の個票データにより、厚生労働省保険局調査課において集計  
 注1) 国民生活基礎調査による所得であり、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、公的年金・恩給、家賃・地代の収入、利子所得等のほか、仕送りなどを含む実質的な収入である。  
 2) 「所得なし」には所得額の記載のない者を含む。

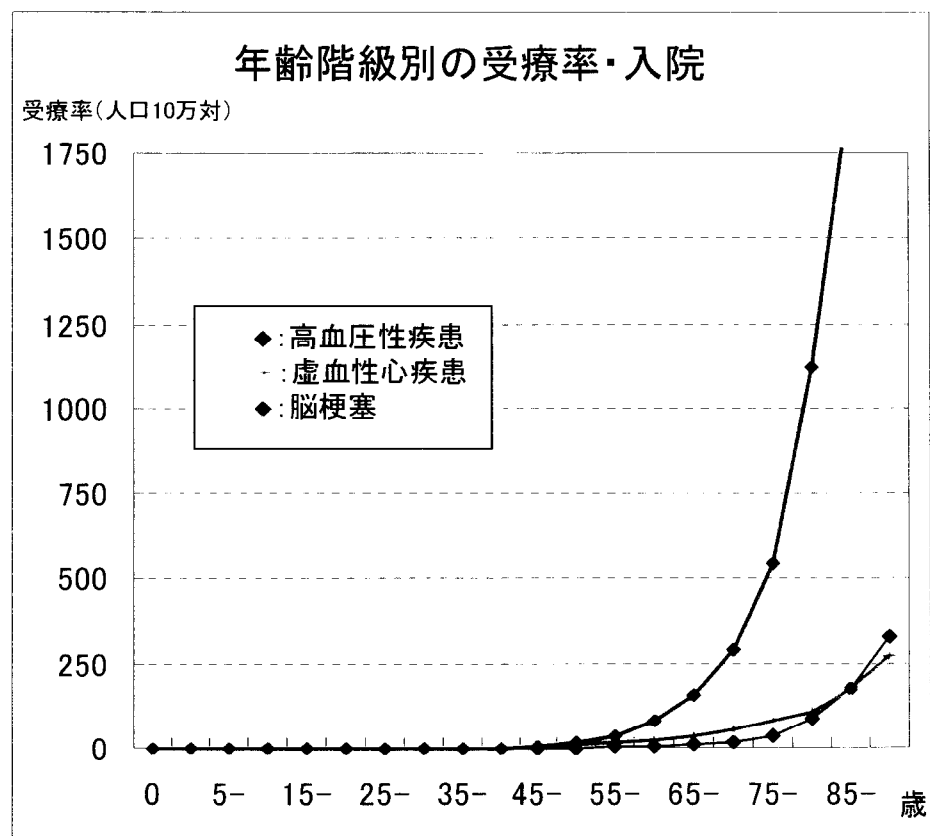
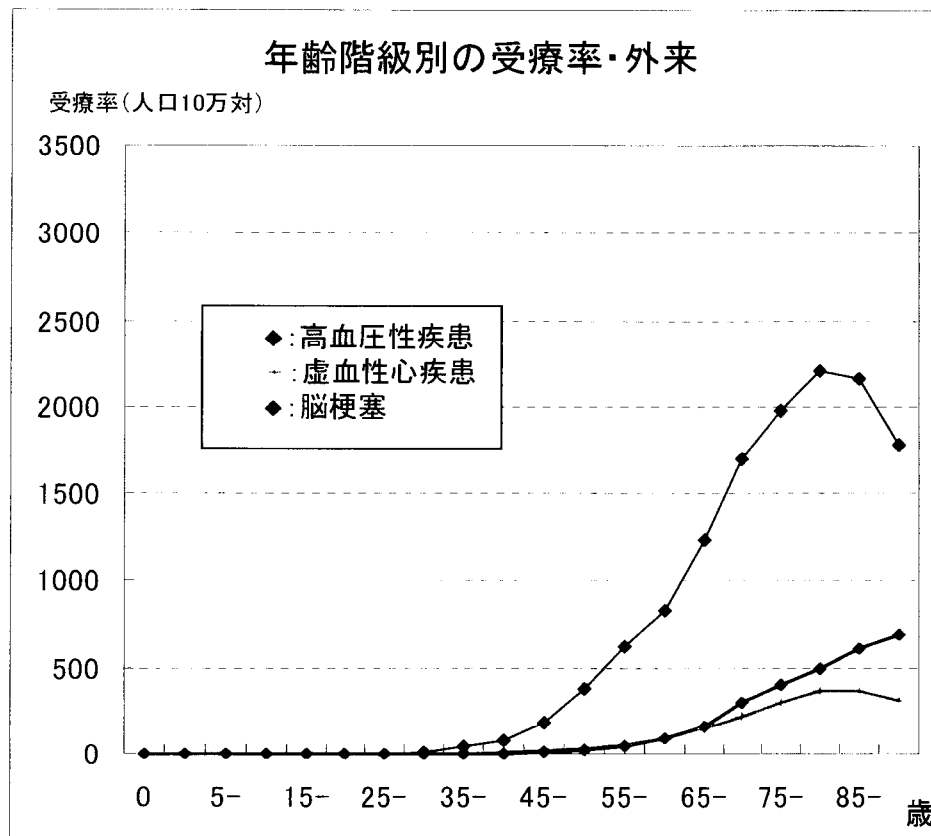
## 高齢者の心身の特性（疾病特性等）

- 疾病全体で見ると、外来は壮年期から又は加齢に伴い増加するが、入院受療率は後期高齢期になって増加する傾向にある。
- 疾病の中でも、生活習慣病のうち高血圧性疾患、虚血性心疾患、脳梗塞については、こうした傾向が顕著に現れている。
- また、生活習慣病のうち血管性及び詳細不明の認知症やアルツハイマー病は、外来・入院とも後期高齢者になって顕著に増加する傾向がある。



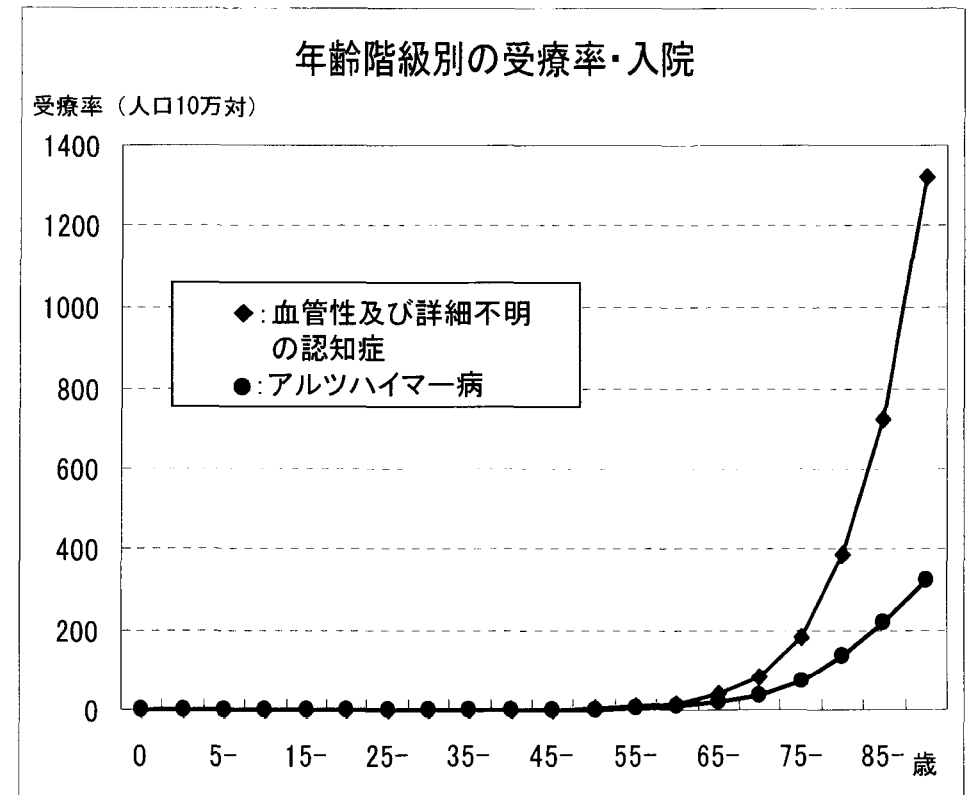
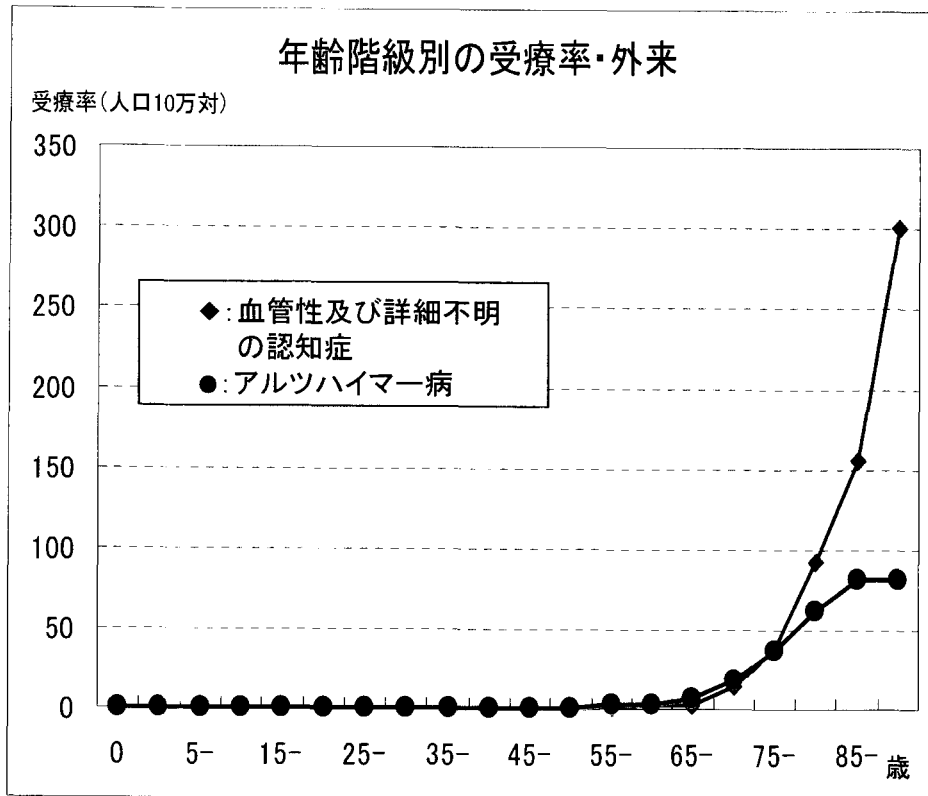
出所) 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成14年)

## 高齢者の心身の特性（疾病特性等）（2）



出所) 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成14年)

## 高齢者の心身の特性（疾病特性等）（3）



出所) 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成14年)



## 老人医療費の負担構造 (平成19年度推計)

- 現行老人保健制度では、一定以上所得者（現役並みの所得がある者）の給付費を除き、給付費の5割を公費で負担し、残りを老健拠出金により賄っている。
- 老健拠出金のうち後期高齢者の保険料で賄っている部分は、平成19年度時点で約8,000億円、給付費の約7.3%と推計される。

老人給付費	11.1兆円	(100.0%)
公費	5.1兆円	(46.5%)
老健拠出金	5.9兆円	(53.5%)
うち公費	1.4兆円	(12.7%)
保険料	4.5兆円	(40.8%)
うち75歳未満の者の負担分	3.7兆円	(33.5%)
<u>うち75歳以上の者の負担分</u>	<u>0.8兆円</u>	<u>(7.3%)</u>

(注) 平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

## 現行制度における後期高齢者の1人当たり保険料額 (平成19年度推計)

現行制度において、後期高齢者は、国保と被用者保険を通じた平均では、平成19年度で6.3万円(年間)の保険料を負担すると推計される。

	(年間)
国保	7.3万円
被用者保険	2.9万円
(被保険者)	(26.0万円)
(被扶養者)	(0万円)
制度計	6.3万円

- (注) 1. 「健康保険被保険者実態調査」「国民健康保険実態調査」等により保険局調査課において推計。  
 2. 必要保険料額(給付費等から公費負担を控除し保険料負担が必要な額)ベースである。  
 3. 平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

## 市町村国保における後期高齢者の保険料の負担状況 (平成14年度)

市町村国保における後期高齢者は、平成14年度において、世帯当たり平均では7.5万円、1人当たり平均では6.2万円、所得のない者でも平均1人当たり2.3万円の保険料（年間）を負担している。

（年間）

	保険料負担額		
		応能負担額	応益負担額
	万円	万円	万円
世帯当たり平均 (1世帯当たり1.2人)	7.5	4.5	3.0
1人当たり平均	6.2	3.7	2.5
所得のない者1人当たり平均	2.3	0.2	2.1

出典：保険局調査課推計

# 市町村合併の進展状況

- 市町村合併の進展により、平成17年度末には市町村数は1800余りとなる見込みである。
- 全体として合併が進展したが、その進展状況は地域によって差がある。

	平成11年度末		平成16年度末		平成17年度末			平成11年度末		平成16年度末		平成17年度末	
北海道	212	(107)	208	(99)	180	(74)	滋賀県	50	(19)	33	(7)	26	(5)
青森県	67	(21)	48	(9)	40	(6)	京都府	44	(15)	39	(11)	28	(4)
岩手県	59	(16)	58	(14)	35	(3)	大阪府	44	(2)	43	(2)	43	(2)
宮城県	71	(13)	69	(12)	36	(2)	兵庫県	91	(27)	77	(19)	41	(0)
秋田県	69	(30)	42	(14)	25	(6)	奈良県	47	(20)	46	(19)	39	(13)
山形県	44	(10)	44	(9)	35	(5)	和歌山県	50	(16)	49	(15)	30	(6)
福島県	90	(39)	85	(31)	61	(18)	鳥取県	39	(26)	20	(4)	19	(4)
茨城県	85	(6)	62	(0)	44	(0)	島根県	59	(43)	29	(16)	21	(6)
栃木県	49	(4)	44	(4)	33	(1)	岡山県	78	(47)	34	(8)	29	(5)
群馬県	70	(16)	58	(13)	39	(6)	広島県	86	(49)	29	(1)	23	(0)
埼玉県	92	(12)	89	(9)	71	(1)	山口県	56	(26)	33	(10)	22	(5)
千葉県	80	(7)	77	(6)	56	(2)	徳島県	50	(32)	38	(18)	24	(4)
東京都	40	(8)	39	(8)	39	(8)	香川県	43	(13)	35	(10)	18	(1)
神奈川県	37	(1)	37	(1)	35	(1)	愛媛県	70	(33)	27	(5)	20	(1)
新潟県	112	(50)	65	(20)	35	(6)	高知県	53	(34)	48	(27)	35	(13)
富山県	35	(12)	27	(6)	15	(1)	福岡県	97	(18)	85	(15)	69	(9)
石川県	41	(15)	22	(1)	19	(1)	佐賀県	49	(15)	35	(8)	23	(2)
福井県	35	(17)	28	(8)	17	(1)	長崎県	79	(31)	51	(14)	23	(3)
山梨県	64	(34)	38	(15)	29	(8)	熊本県	94	(42)	68	(21)	48	(11)
長野県	120	(69)	111	(58)	81	(35)	大分県	58	(30)	28	(6)	18	(1)
岐阜県	99	(52)	47	(8)	42	(5)	宮崎県	44	(15)	44	(15)	31	(8)
静岡県	74	(8)	68	(6)	42	(1)	鹿児島県	96	(34)	78	(17)	49	(4)
愛知県	88	(15)	87	(15)	64	(6)	沖縄県	53	(18)	52	(17)	41	(14)
三重県	69	(24)	47	(8)	29	(2)	計	3,232	(1119)	2,521	(659)	1,822	(320)

(注)申請済みベースでの合併状況(出典:平成17年4月14日付け総務省報道資料「合併特例法(旧法)による合併の状況」)

括弧内は、被保険者数3千人未満の市町村国保の保険者数。(平成16年度末及び平成17年度末の数値は、平成15年度末の確定値を基に推計)

## 高齢者医療制度に関する関係団体の意見

(健康保険組合連合会)

- 対象（被保険者・受給者）：65歳以上の高齢者を対象として、一般医療保険制度と別建ての高齢者医療保険制度を創設。
- 財源構成：公費は消費税等を財源として医療給付費の5割を目途とし、残りの額について、高齢者と一定年齢以上の若年者が人数比で負担。
- 保険者：運営の主体性・安定性の確保の観点から、一定の地域を対象とした行政から独立した公法人。
- 患者負担：2割負担（高所得者3割）を視野に引き上げ（低所得者へ要配慮）。

(日本経済団体連合会)

- 65歳以上の高齢者を対象として独立した財政責任の下で運営。
- 給付費の財源は、公費を少なくとも5割とし、残りを高齢者自身の保険料と一定年齢以上の若年者が人口比に応じて分担する仕組みが考えられる。
- 保険者は、地域保険とし、市町村をベースとして広域連合形態の活用を視野に入れ、保険者機能が発揮できる組織・運営を図れるようにすべきである。
- 若年の医療保険制度との均衡のため入院は原則8割給付、入院外は7割給付とすることが求められる（低所得者に配慮）。

(日本医師会)

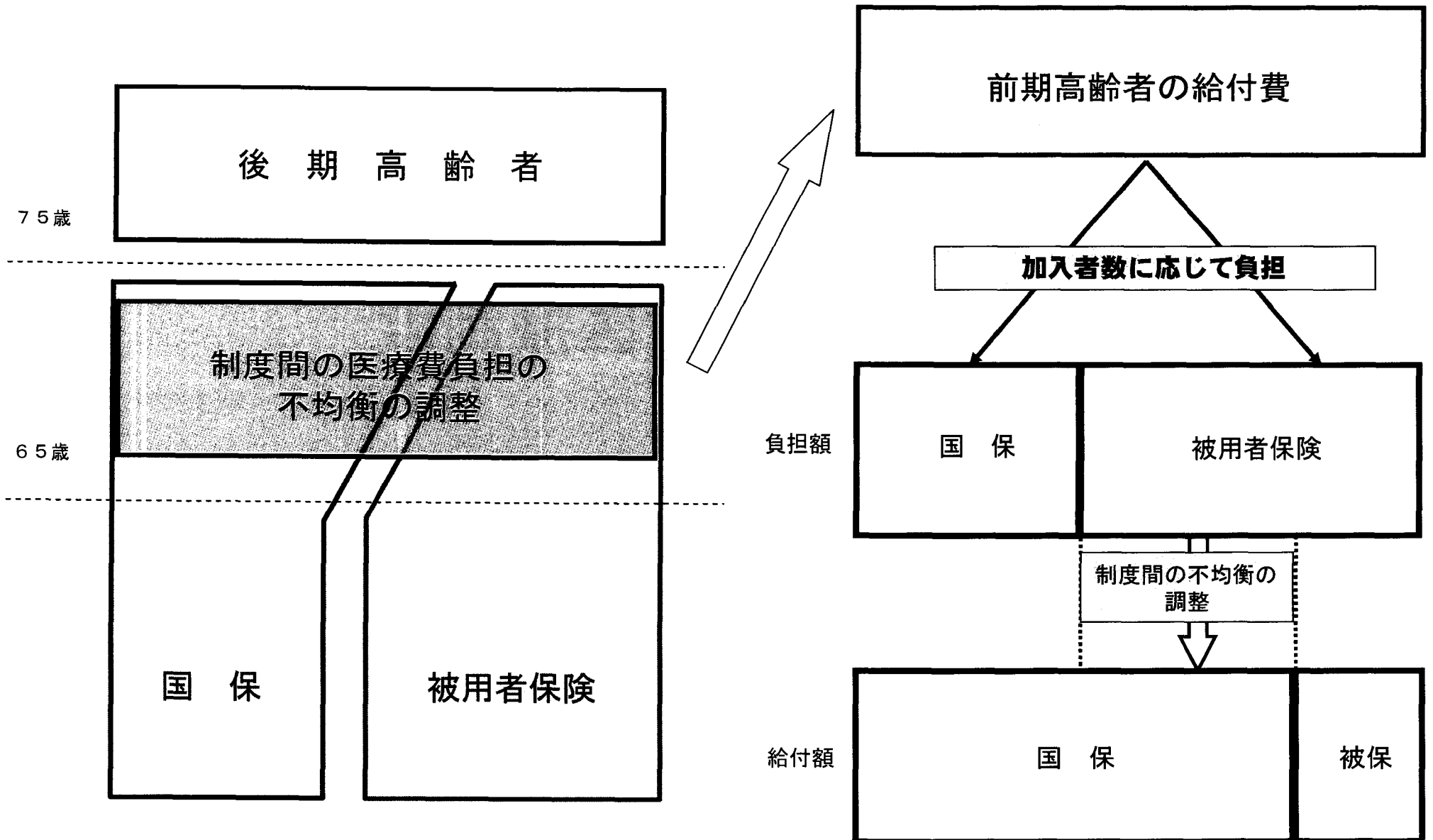
- 対象：75歳以上の高齢者
- 保険者：国とする。但し一定期間後、都道府県単位とすることも検討する。
- 財源構成：患者自己負担10%、保険料10%（但し低所得者への配慮を行う）。残りは公費ならびに国民的共助によって構成する。

(全国市長会)

- 「国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化」を実現することを提案。
- 市町村が後期高齢者医療制度の保険者を担うことは困難。
- 将来の一本化を見据えつつ、制度間の財政格差を是正するための財政調整の仕組みを導入する必要。

## (2) 前期高齢者医療制度

# 前期高齢者の医療（給付）費の負担



## 前期高齢者の給付費及び75歳未満の制度別加入者数 (平成19年度推計)

- 前期高齢者の給付費は約5.5兆円である。
- 75歳未満の制度別加入者数を見ると、被用者保険全体64.0%、うち政管健保30.3%、健保組合25.7%、共済組合7.9%、市町村国保32.6%となっている。

	前期高齢者の給付費	75歳未満の加入者数 (構成割合)
被用者保険計	1.1兆円	7,300万人 (64.0%)
政管健保	0.7兆円	3,500万人 (30.3%)
健保組合	0.2兆円	2,900万人 (25.7%)
共済組合	0.1兆円	900万人 (7.9%)
市町村国保	4.3兆円	3,700万人 (32.6%)
制度計	5.5兆円	11,500万人 (100.0%)

(注1)平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

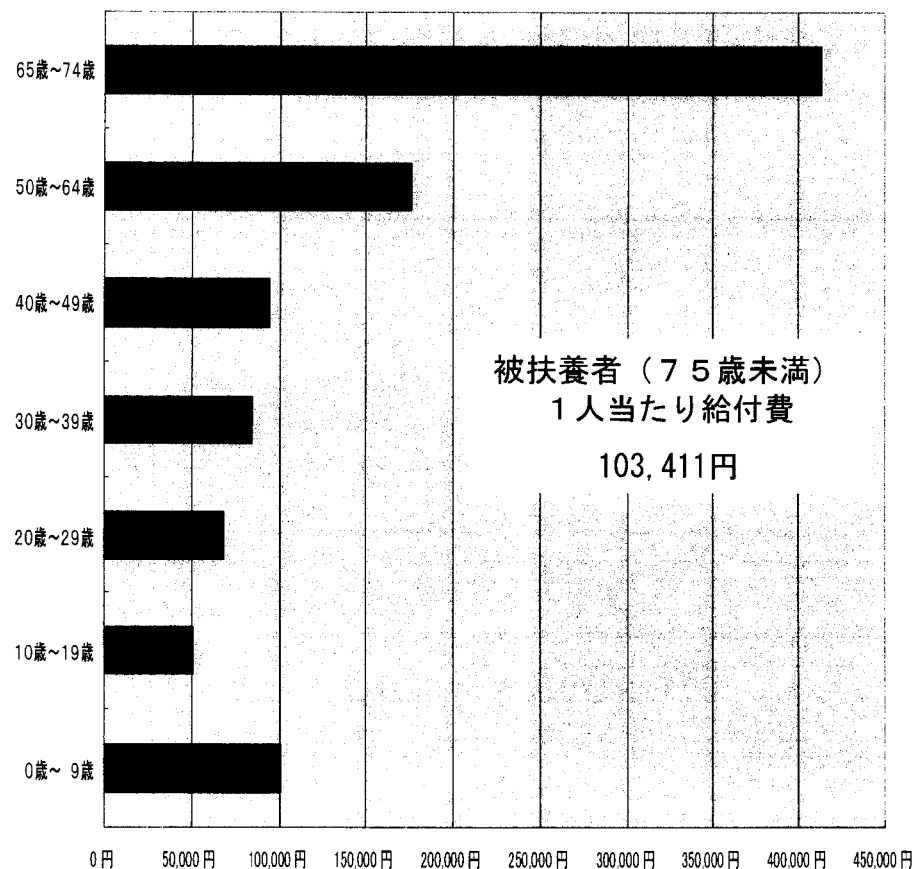
(注2)65-74歳のうち老人保健制度の対象者(寝たきり等)は除いている。



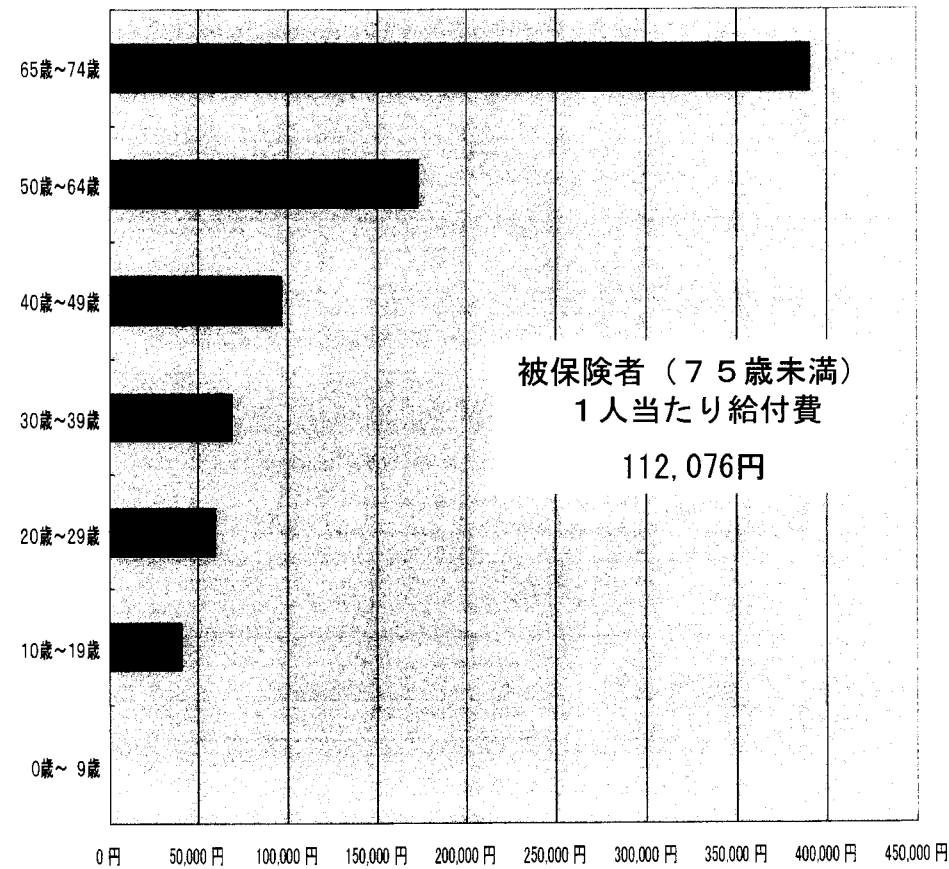
## 被用者保険における被扶養者・被保険者の 年齢階級別 1 人当たり給付費（平成 1 4 年度）

- 被用者保険における被扶養者（75歳未満）の1人当たり給付費は、103,411円となっている。
- また、被保険者（75歳未満）の1人当たり給付費は、112,076円となっている。

（被扶養者）



（被保険者）



## 現行制度における被用者保険の被保険者1人当たり平均負担額 (平成14年度推計)

- 現行制度では、被扶養者の給付費を被保険者本人が標準報酬に応じて負担しているが、平均すると、被保険者1人当たり約4.8万円/年(事業主負担を除く。)を負担していると推計される。
- 被保険者自らの給付に係る負担と合算すると、被保険者1人当たり(事業主負担を除く。)約10.4万円/年(事業主負担を除く。)を負担していると推計される。

被保険者1人当たり 平均負担額			被扶養者の 負担額
	うち被保険者分	うち被扶養者分	
10.4万円	5.6万円	4.8万円	0万円

※公費負担については考慮していない。

## 被扶養者の給付費の加入者 1 人当たり平均負担額 (平成 14 年度推計)

- 現在は、全年齢の被扶養者の給付費を全年齢の被保険者で支えている。
- 仮に、被扶養者の給付費を被扶養者自身を含めて支えることとした場合、
- ア 年齢階級ごとに、被扶養者の給付費をそれぞれの年齢層の加入者で負担することとすれば、被扶養者の給付費は年齢が上がるごとに増嵩しているため、65歳～74歳の層では、1人当たり約11.0万円（事業主負担を除く。）とかなりの負担額となる
- イ 他方、全年齢の被扶養者の給付費を全加入者（75歳未満の者）で支えることとすれば、1人当たり約2.5万円／年（事業主負担を除く。）を負担することになると推計される。

65歳～74歳	11.0万円
50歳～64歳	2.6万円
40歳～49歳	1.4万円
30歳～39歳	1.2万円
20歳～29歳	1.1万円
10歳～19歳	2.4万円
0歳～9歳	5.0万円

75歳未満の被扶養者の  
給付費  
(32,220億円)

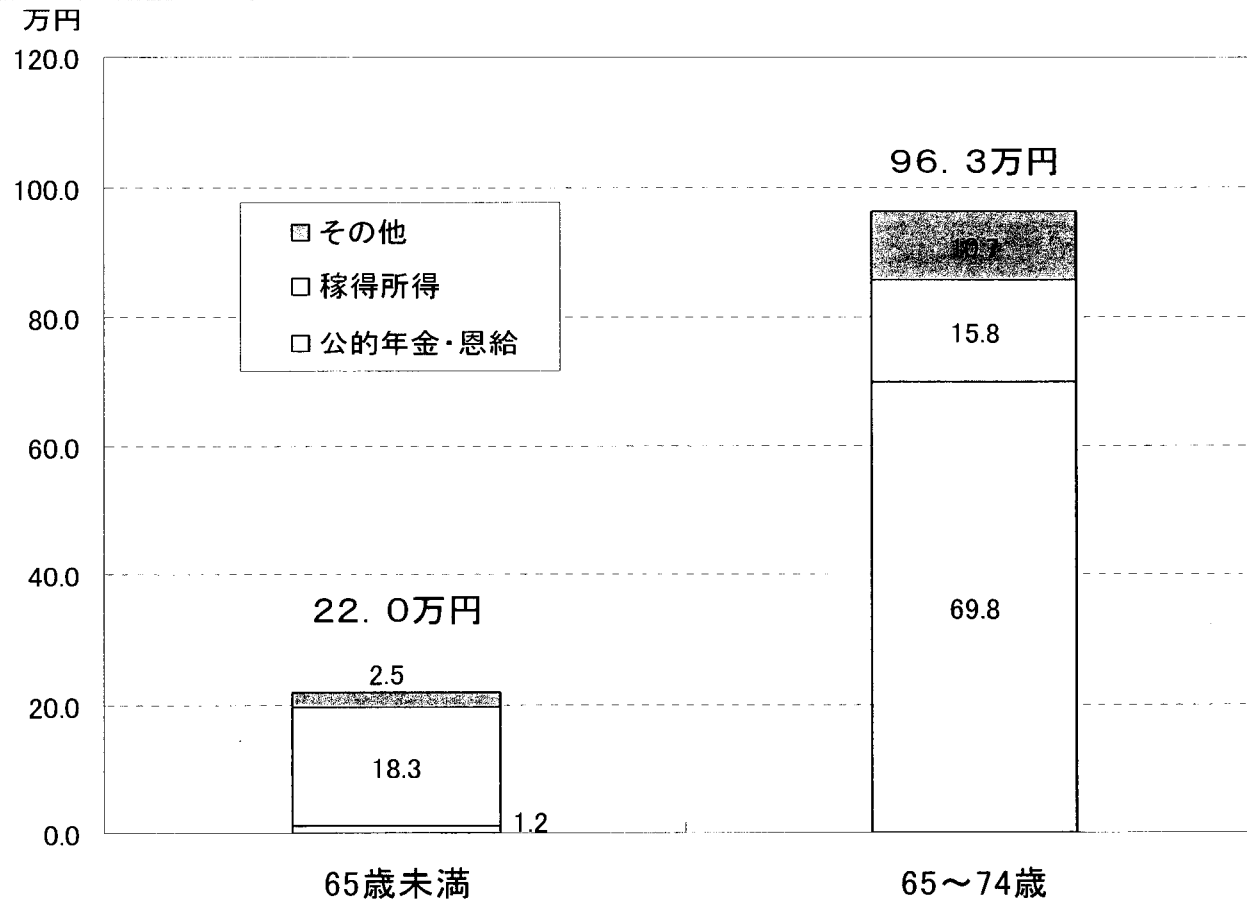
————— × 1 / 2

75歳未満の加入者数  
(6,507万人)

=約2.5万円

## 被扶養者の平均所得金額 (平成12年の所得)

被扶養者の平均所得金額を見ると、65歳以上75歳未満については、約70万円の公的年金・恩給があり、平均所得金額は約96万円となっている。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年 国民生活基礎調査」(大規模調査年)の個票データにより、厚生労働省保険局調査課において集計

注：所得の定義は同調査における所得の種類を基に以下のように定義した。

稼得所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得

その他＝家賃・地代の所得＋利子・配当金＋公的年金・恩給以外の社会保障給付金＋仕送り＋個人年金＋その他の所得

## 国保制度における前期高齢者の保険料の負担状況 (平成14年度)

- 国保制度においては、軽減制度はあるものの所得のない者でも保険料を負担している。
- 前期高齢者について見ると、現在、1人当たり平均では年間7.5万円、所得のない者でも平均1人当たり年間2.5万円の保険料を負担している。

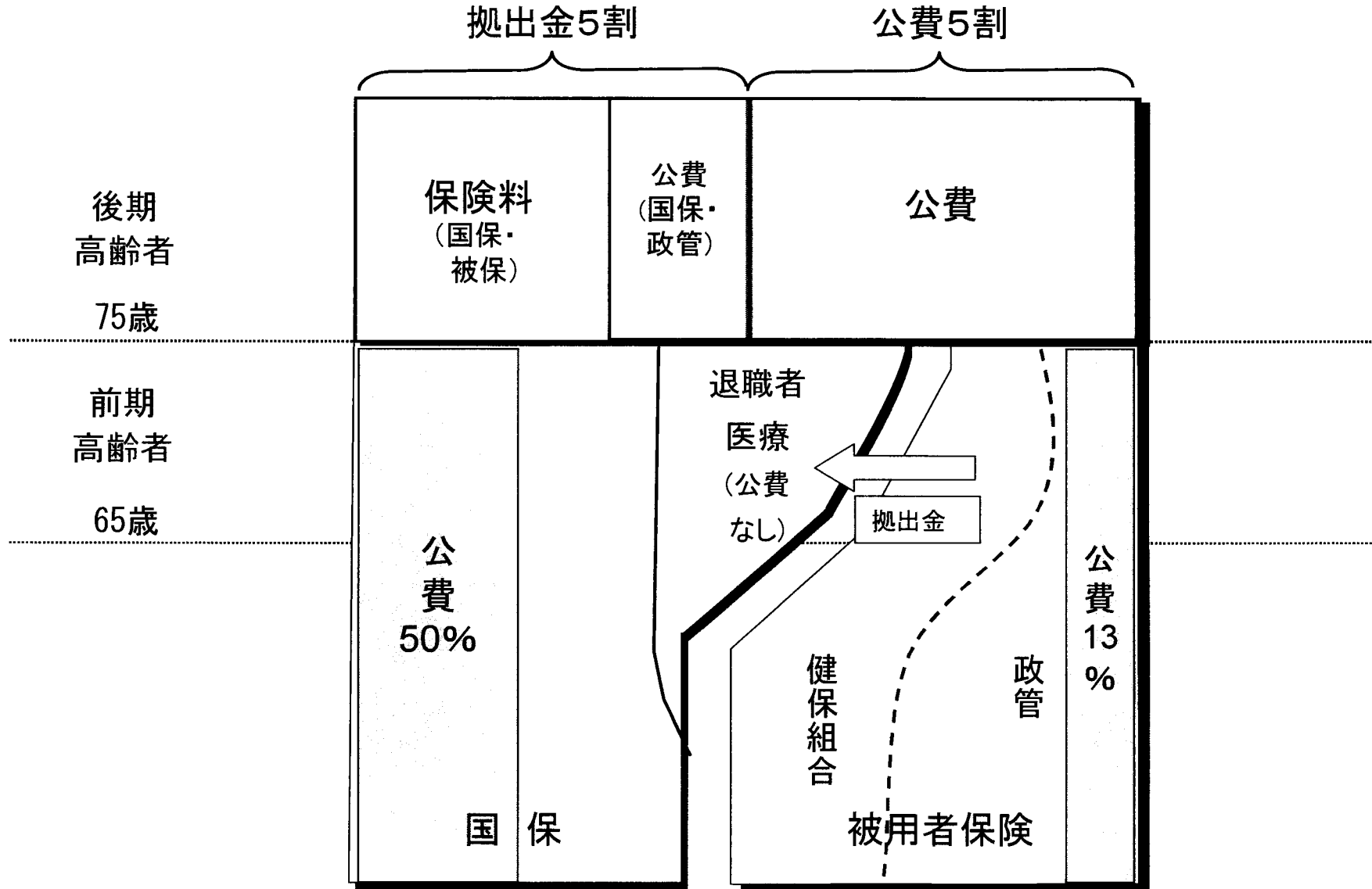
(年間)

	保険料負担額		
		応能負担額	応益負担額
	万円	万円	万円
1人当たり平均	7.5	4.8	2.7
所得のない者1人当たり平均	2.5	0.2	2.3

出典：保険局調査課推計

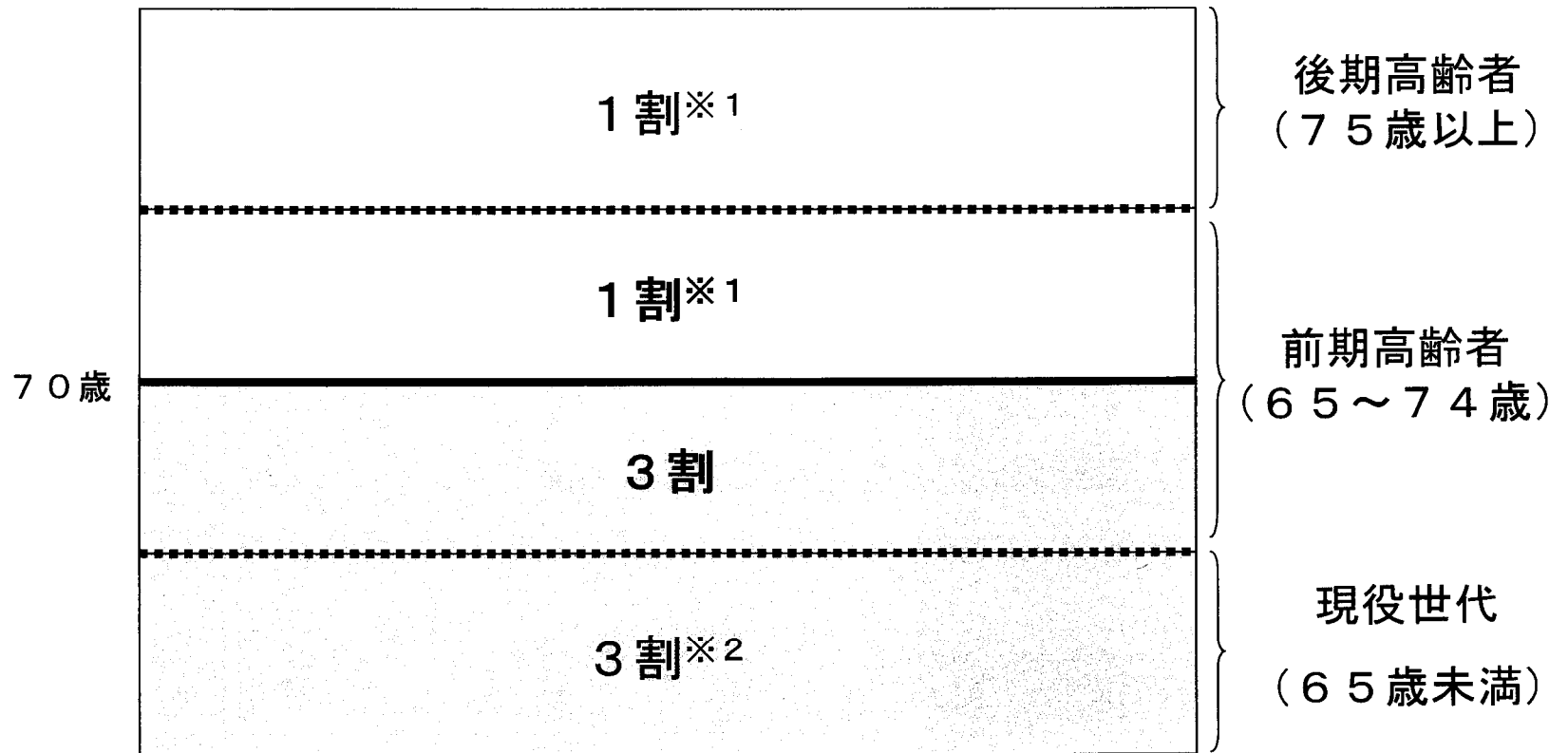
# 現行制度における公費負担

○政管健保については給付費の13%、市町村国保については給付費の50%の公費負担がある。  
 ○また、老人保健拠出金についても、市町村国保の拠出分については50%、政管健保の拠出分については16.4%の公費負担がある。



## 現行の高齢者の患者負担

- 患者負担は、70歳未満は原則3割、70歳以上は原則1割となっている。
- 前期高齢者（65歳～74歳）の患者負担は、65歳～69歳は3割、70歳～74歳は原則1割となっている。



※1 一定以上所得者（現役並みの所得がある者）は2割

※2 3歳未満の者は2割

# 現行の自己負担限度額の水準

- 医療保険と介護保険とでは、各々の制度ごとに世帯単位で自己負担の限度額を定めている。
- 自己負担の合算額の最高額は、一般の所得水準の者の場合、  
 月額で見ると、70歳未満の者の場合、 109,500円＋医療費の1%、  
 70歳以上の者の場合、 77,400円 となる。  
 年額で見ると、70歳未満の者の場合、1,025,100円＋医療費の1%、  
 70歳以上の者の場合、 928,800円 となる。

	医療保険 (70歳未満の者)	医療保険 (70歳以上の者)	介護保険
住民税非課税	上位所得者 139,800円＋医療費の1% (77,700円) ※	一定以上所得者 72,300円＋医療費の1% (40,200円) ※ (外来：40,200円)	
	一般 72,300円＋医療費の1% (40,200円) ※	一般 40,200円 (外来：12,000円)	一般 37,200円
	低所得者 35,400円 (24,600円) ※	低所得Ⅱ 24,600円 (外来：8,000円)	低所得者 24,600円
		低所得Ⅰ 15,000円 (外来：8,000円)	老福受給者 15,000円
	※ 1年間に4か月以上自己負担限度額を超える場合	(注) 外来の限度額は個人適用	(注) 15,000円は個人適用



# 医療保険制度における高額療養費及び介護保険制度における高額サービス費の事務処理の状況

- 高額療養費の事務処理は、医療保険と介護保険とは異なり、また、医療保険の中でも被用者保険、国保、老人医療とは異なる。
- 具体的には、被用者保険については、健保組合や政管健保等が、国保、老人医療及び介護保険については、市町村が高額療養費等の事務処理を行っている。

